北方町告示第 １３ 号

一般競争入札公告

次のとおり事後審査型制限付き一般競争入札を実施するので、北方町事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成１９年北方町要領第７号）第４条の規定により公告する。

平成３０年　３月　２日

北方町長　戸部　哲哉

記

１　一般競争入札に付する事項

⑴　仕様書番号及び工事名

第５号／北方町ふれあい水センター電気設備長寿命化工事

⑵　工事場所

岐阜県本巣郡北方町高屋石末２丁目１８番地 地内

⑶　工期

契約締結日～平成３０年７月３１日

（平成３０年３月議会で繰越明許費の議決が得られない場合は、入札を執行しないものとする。）

⑷　工事概要

電気機器長寿命化工事

№１汚泥供給流量計	１組
№２汚泥供給流量計	１組
№１汚泥貯留槽液位計	１台
№２汚泥貯留槽液位計	１台
№１薬品溶解タンク液位計	１台
№２薬品溶解タンク液位計	１台
№１薬品供給流量計	１組
№２薬品供給流量計	１組
汚泥処理設備計装盤機能増設	１式

⑸　予定価格

事後公表

⑹　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に関する事項

分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事

無

⑺　本工事は、北方町と入札に参加しようとする者がインターネットを利用したシステム（以下「電子入札システム」という。）で入札等を行うものとする。ただし、システム障害等何らかの不具合により電子入札システムでの入札ができない理由があるときは、町長に承諾を得た場合に限り、紙による入札を認めるものとする。

２　入札に参加する者に必要な資格及び要件

入札に参加する者は、次に掲げる資格及び要件をすべて満たすものとする。

（共通事項）

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

⑵　北方町建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

⑶　北方町建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱（昭和６１年北方町要綱第２号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　岐阜県市町村共同電子入札システムにおける北方町への利用者登録が済んでいること。

（案件ごとの事項）

⑸　電気工事にかかる特定又は一般建設業の許可を有していること。

⑹　岐阜県内又は愛知県内に本店若しくは支店、営業所等を有すること。

⑺　建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２７条の２３の規定に基づく電気工事の総合評定値が７５０点以上であること。

⑻　平成１４年度以降に元請負として施工し、完成引き渡しの済んでいるプラント電気設備工事で工事費が１，５００万円以上の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が４０％以上のものに限る。）。

⑼　次の要件を満たす監理（又は主任）技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、現場代理人は監理（又は主任）技術者を兼ねることができる。

・１級又は２級電気工事施工管理技師又は技術士（電気・電子部門）、若しくはこれと同等の資格を有する者

・平成１４年度以降に元請負として施工し、完成引き渡しの済んでいるプラント電気設備工事で工事費が１，０００万円以上の工事に監理（又は主任）技術者又は現場代理人として従事した実績を有する者（共同企業体の構成員としての従事実績は、出資比率が４０％以上のものに限る。）

３　設計図書の配布及び閲覧

⑴　日時　平成３０年３月５日（月）午前９時から

⑵　場所　電子入札システムに添付

４　入札参加申請書等の提出期限及び提出場所

平成３０年３月５日（月）午前９時から平成３０年３月９日（金）午後４時までに一般競争入札参加申請書（様式第１号）を電子入札システムにより提出するもの

とする。

5　質疑の受付

平成３０年３月５日（月）午前９時から平成３０年３月９日（金）午後４時までにFAX又はＥメールにより下記に提出するものとする。ただし、入札参加資格や提出書類等の事務的な内容については、直接電話で問い合わせるものとする。

提出（問い合わせ）先

総務課 契約担当

ＴＥＬ　058－323－1111(内線242)

ＦＡＸ　058－323－2963

E-mail　soumu@town.gifu-kitagata.lg.jp

※いずれの場合も、質疑書を提出した旨を上記担当者に電話にて連絡すること。

6　入札参加通知及び質疑に対する回答（電子入札システムによる）

平成３０年３月１４日（水）午後４時までに入札参加通知書及び質疑に対する回答を送信する。

7　入札書及び内訳書の提出（電子入札システムによる）

平成３０年３月１５日（木）午前９時から平成３０年３月１９日（月）午後４時までに提出するものとする。

8　入札保証金

免除（北方町契約規則（昭和３９年北方町規則第３号）第５条の規定による。）

9　無効な入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

⑴　入札に関し、談合等の不正行為があったとき。

⑵　紙入札を認められていないものが紙入札をしたとき。

⑶　その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

10　入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は、入札者の負担とする。

平成３０年３月議会で繰越明許費の議決が得られない場合は、入札を執行しないものとする。

11　開札（電子入札システムによる）

⑴　日時　平成３０年３月２０日（火）午前１０時から

⑵　場所　北方町役場総務課

12　入札参加資格審査等に必要な書類の提出方法及び場所

予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者は、指示のあった日の翌日から起算して２日以内（休日を除く。）に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第２号）と、次に掲げる書類を北方町役場総務課に提出すること。

①工事施工実績調書（様式第２－１号）

②配置予定技術者調書（様式第２－２号）

③経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

④その他指定資料

13　落札者の決定方法

落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格審査等に必要な書類の提出を求める。

14　最低制限価格

有

15　契約保証金

有（請負金額の１０分の１以上の額）

16　前払金

有（請負金額の１０分の４以内の額）

17　議会の議決

無

18　落札の無効

落札者は、特別の理由なく落札決定の日から７日以内（土日祝除く）に契約を締結しない場合は、その落札は無効とする。